

令和4年度 兵庫地方労働審議会 労働災害防止部会 議事録

(令和5年2月6日(月)午前10時06分~同11時59分 開催

於 兵庫労働局 15階第1共用会議室)

出席委員 氏名(各五十音順)

(公益委員・定数3 全員出席)

小林 由佳、櫻庭 涼子、鈴木 克司

(労働者委員・定数3 全員出席)

尾野 哲男、上月 章司、森山 政行

(使用者委員・定数3 1名欠席)

岸 敏幸、立花 義隆

主要議題

- 1 部会長・部会長代理の選任について
- 2 労働災害の発生状況と最近の労働安全衛生行政について
第13次労働災害防止計画の進捗状況と第14次労働災害防止計画案(骨子)について

【 司会(藤井 監督課長) 】

開始が若干遅れまして申し訳ございません。ただ今から令和4年度兵庫地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

冒頭の司会を進めさせていただきます兵庫労働局労働基準部監督課長の藤井です。どうかよろしくお願いします。

本部会につきましては参集とオンラインを組み合わせで開催させていただいておりますので、最初に注意事項を申し上げます。

会場にご参集の委員の皆様におかれましては、ご発言いただく際はマイクの使用をお願いいたします。またオンラインでご参加の委員の方々につきましては、ご発言いただくとき以外はマイクをミュートにさせていただくとともに、ご発言を希望される際は事前にチャットで発言予告をしていただくようお願いいたします。チャットの宛先は全員として下さい。マイクのミュート解除は、事務局から「ホストがあなたのミュートを解除することを求めています」というメッセージを送信させていただきますので、それを受けてからミュートを解除して発言をお願いいたします。

なお当部会につきましては、事務局における議事録の作成作業のため議事内容を録音録画させていただくこととなりますので、予めご了解下さいますようお願いいたします。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付させていただいたものと同じですけれども、まず一つ目がホチキス止めのレジメで、めくっていただく与会議次第のついているものとなります。次に資料1としまして「兵庫地方労働審議会令」、資料2で「兵庫地方労働審議会 運営規程」、資料の3「兵庫地方労働審議会労働災害防止部会 運営規程」、資料4「兵庫地方労働審議会労働災害防止部会 委員名簿」、資料の5「兵庫労働局労働基準部安全課 資料」で、1番から8番までの資料を閉じたものです。資料6が同じく健康課説明資料で、1の1から8の1まで18点の資料を閉じたもの。資料7が「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画(案)骨子」です。

次に部会開催にあたりまして、委員のご出席を確認させていただきましたところ、使用者代表の藤野委員につきましては所要のためご欠席の連絡をいただいております。

本日は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、合計8名の皆様にご参加いただいております。地方労働審議会令8条1項に規定される定足数を満たしておりますので、本兵庫労働審議会労働災害防止部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。また本部会会議の公開にあたりましては、本年1月13日から27日まで傍聴のご案内の公示を行いましたけれども、傍聴の申し出はございませんでしたので、併せて報告させていただきます。

続きまして、本日出席の委員の皆様をご紹介します。資料4の部会委員名簿の順番でご紹介させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず公益代表の小林由香 委員でございます。

【 小林 委員 】

よろしくお願いたします。

【 司会(藤井 監督課長) 】

続きまして櫻庭涼子 委員です。

【 櫻庭 委員 】

桜庭です。よろしくお願いたします。

【 司会(藤井 監督課長) 】

ウェブでのご参加となります。鈴木克司 委員です。

【 鈴木 委員 】

よろしくお願いたします。

【 司会(藤井 監督課長) 】

労働者代表の小野哲男 委員です。

【 小野 委員 】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

ウェブでのご参加となります、上月（こうづき）章司 委員です。

【 上月 委員 】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

森山正幸 委員です。

【 森山 委員 】

森山です。よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続きまして使用者代表の岸 敏幸 委員でございます。

【 岸 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

ウェブでのご参加となります。立花義隆委員でございます。

【 立花 委員 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

続きまして労働局の出席者をご紹介します。

後ほどご挨拶いたしますけれど、労働基準部長 木下でございます。

【 木下 労働基準部長 】

よろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

安全課長、森永でございます。

【 森永 安全課長 】

安全課長の森永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

健康課長、畑中でございます

【 畑中 健康課長 】

健康課長しております。畑中です。どうぞよろしくお願いいたします。

【 司会（藤井 監督課長） 】

改めまして監督課長の藤井と申します。本日はどうかよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、労働基準部長の木下からご挨拶を申し上げます。

【 木下 労働基準部長 】

皆様おはようございます。兵庫労働局労働基準部長の木下でございます。兵庫地方労働審議会労働災害防止部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はオンラインとのハイブリッド開催でございますので、都合上、着座にてお話をさせていただきますと思います。

本日、専門部会委員の皆様におかれましては、業務ご多忙中、当部会にご出席いただき誠にありがとうございます。当部会につきましては、兵庫地方労働審議会におきまして、特に労働災害の防止に関して必要な審議を行うために設置されているものでございます。今年度、当部会を開催させていただきましたのは、当局の労働災害防止対策の根幹と位置づける兵庫労働災害防止推進5か年計画の第13次計画が今年度末をもって終了し、4月からは新たに令和5年度から9年度までを期間といたします第14次計画をスタートさせるということによるものでございます。

労働災害防止計画とは、労働安全衛生法第6条を根拠といたしまして、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて労働災害の防止のための主要な対策、あるいは重要事項を定めた計画であるということで、全国47都道府県の労働局におきましても管内の状況を踏まえつつ、同計画の目標達成を目指して各局版の労働災害防止計画を策定しているものでございます。

詳細につきましては、この後お時間をいただきまして、各担当から説明をさせていただくわけですが、私から大まかな状況をご紹介させていただきたいと存じます。

第13次計画におきましては、令和4年末までに死亡者数を25人、それから休業4日以上の死傷者数を4554人以下とすることを目標に掲げまして、種々の労働災害防止対策に取り組んでまいったところでございますが、令和4年12月末現在の速報値でございますが、業務上の新型コロナウイルス感染症り患者数を除きましても、死亡者が30人、それから休業4日以

上の死傷者数が 4575 人となっております、誠に残念なことではございますが、令和 2 年から続きます労働災害の増加傾向に歯止めがかからず、第 13 次計画の目標につきましては死亡、死傷ともに達成できない状況でございます。

現在、厚生労働本省で策定作業が続く第 14 次計画については、3 月に決定をされる予定となっておりますが、本日は現時点までに当局において分析・検討いたしました第 13 次計画期間中の労働災害発生状況と、現段階で示されます本省計画案に基づきまして、策定作業を行っております当局版の第 14 次計画案を会議資料として準備したところでございます。

令和 5 年度以降に当局管内において推進する労働災害防止対策の基盤となる計画でございます。兵庫で働く方々がより安心して安全で健康に働くことができる環境づくりに資するような計画となりますよう、委員の皆様におかれましては是非、時間の許す限り、忌憚のないご意見、ご提案をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

【 藤井 監督課長 】

それではただいまから議事に移ります。

部会長が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただくのですが、地方労働審議会令第 6 条第 4 号で、部会長は公益を代表する委員の中から選挙で選ぶということになってございます。部会委員の先生方におかれましては、ご意見ございますでしょうか？

特にご意見がなければ、事務局といたしましては小林委員を部会長にお願いしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか？（「異議なし」の声あり）

異議なしのご発言をいただきました。ありがとうございます。

それでは小林委員に部会長をお願いしたいと思います。

では部会長からご挨拶をいただき、ここからは議事進行を部会長にお願いしたいと思います。では部会長、お願い致します。

【 小林 部会長 】

改めまして、神戸新聞の小林と申します。こういった役回りは不慣れですので、もたもたすることもあるかと思っておりますけども、皆様のご協力を得まして意見交換を深められたと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、部会長代理を先に指名するというようになっておりまして、地方労働審議会令第 6 条第 7 号におきまして部会長が指名するというようになっております。そこで公益委員の櫻庭さんをお願いしたいと思いますっておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【 小林 部会長 】

お声かけ、ありがとうございます。では櫻庭さん、よろしくお願いいたします。

【 櫻庭 委員 】

よろしくお願ひいたします。

【 小林 部会長 】

それでは議事に入りたいと思います。本日の議題はですね。非常に重要と言いますか、今年度が最終取り組みとなります第 13 次労働災害防止計画のここまでの総括と、来年度からスタートする第 14 次労働災害防止計画案の骨子も説明となります。まず安全課長から御説明をお願い致します。

【 森永 安全課長 】

只今ご紹介をいただきました兵庫労働局安全課長の森永と申します。お時間をいただいておりますので、安全に関する事項についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは着座にて失礼いたします。

兵庫地方労働審議会労働災害防止会の委員の先生方におかれましては、平素より労働災害防止対策にご指導を承りまして、誠にありがとうございます。

私からは資料 5 の兵庫労働局労働基準部安全課説明資料、及び資料 7 兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 年計画案骨子をもとに、労働安全関係に関する第 13 次労働災害防止計画のここまでの総括、及び第 14 次防の計画についてご説明をさせていただきます。

兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 年計画につきましては、平成 30 年度・2018 年度から令和 4 年度・2022 年度までの 5 年間を対象期間といたしまして、死傷者数の増加が著しい業種や事故の型に着目した対策を講じることにより、2022 年までに 2017 年の労働災害発生状況と比較し、労働災害を減少させていくという方針でございます。

資料につきましては、資料 5 のインデックス 1 のところを見ていただけたらと思ひます。1 枚めくっていただきますと兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 年計画のこれまでの検討というのをお示しさせていただいております。先ほど少し説明をさせていただきましたとおり、計画目標につきましては 2022 年までに死亡者数を 2017 年の状況と比較して 15%以上減少させて 25 人以下とする、また死傷者数につきましては同じく 2017 年と比較して 5%以上減少させ 4554 人以下とすることを目標としていたものでございます。

そして兵庫労働局におきましては 13 次防期間中におきまして、資料 5 のインデックス 2 をご参照いただければと思ひますが、こちらの「兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 年計画のポイント」リーフレットの「計画の重点事項」のところに記載しております事項を重点としまして、またその下にあります「重点項目ごとの取り組み事項」によりまして、目標の達成を目指して参ったところでございます。さらにインデックス 3 から 7 につきましては 13 次防期間中に私ども行政が取り組みました、兵庫労働局の局並びに労働基準監督署が取り組んでまいった主な事項をリーフレットにしたものを添付させていただいております。

でございます。それで先ほど基準部長の挨拶の中にもございましたが、13次防につきましては今年度が最終年度となっております、労働災害の発生状況につきまして資料5のインデックス1の最初の1枚をめくったところ、そして2枚目、ページ数に関しては7ページ、8ページとなっております資料をお持ちかと存じますが、ご了承ください。これらの資料で見いただいているとおり、2022年13次防の計画目標と2021年、2022年の労働災害の発生状況を実績として、ここに記載させていただいております。8ページ3枚目を見ただければと思うのですが、こちらにつきましては兵庫13次防計画における実績を示してございますが、令和2年以降は新型コロナウイルスによる影響もあり、実績としましては非常に厳しいものがございました。死亡災害全体におきましては、2022年までに2017年度の30人と比較して15%以上減少させ25人以下とすることを目標としておりましたが、一昨年の2021年、令和3年は死亡者数全体で40人。新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除きますと29人となりまして、昨年最終年となる2022年、令和4年の速報値によれば死亡者数全体で31人、新型コロナウイルスのり患によるものを除きますと30人という状況でございます。これにつきましては、その表の左側2017年の数値と比較いたしまして2022年の速報においては±0%となり、減少させることができなかったところでございます。

これら死亡災害の発生状況を分析したところ、業種別の特徴といたしましては、13次防の重点業種のうち建設業及び林業では減少をいたしました、製造業では増加に転じたところでございます。また事故の型別では、8ページに記載しておりますが、特に建設業を中心に従来発生件数が多かった墜落・転落災害につきましては減少しましたが、機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が増加している状況でございます。

一方、死傷災害の目標・実績につきましては、8ページの下段に記載しております、死傷災害につきましては2017年の4,794人から5%以上減少させ4,554人以下という目標としていたところ、しかしながら実績は2021年では全体で5,967人、新型コロナウイルス感染症り患者を除いても5,091人で、2017年に比較してプラス6.2%の状況になったところでございます。また2022年の速報値におきましては、全体としてですが死傷者数1万人近くに及ぶというところでございます。このうち新型コロナウイルスを除いても現状4,575人ということで、速報段階では2017年比でマイナス4.6%という状況となっているものの、死亡者数・死傷者数ともに、12月末現在の速報値の段階で13次防計画の目標数につきましては、もう既に上回っているというところでございまして、死亡25人・死傷者4554人の目標数を超えているところでございまして、13次防の目標を達成することはできませんでした。本当に申し訳ございません。

次に9ページに参りますと13次防期間中の労働災害の発生状況をグラフにしております。新型コロナウイルス感染症のり患を除くものとしたしましては、令和2年からになりますが、赤色の折れ線グラフで示している状況でございます。また13次防における重点業種別対策の進捗状況につきまして、その次の10ページに一覧にさせていただいております。

ここで誠に申し訳ございませんが、資料の数字に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきますと思います。お詫び申し上げます。10 ページの製造業の欄、上から二つ目の項目になりますが、「目標を数値化したもの」のところですが、死傷の欄でございますが、こちらにつきましては2017年の死傷者数を1,000 飛び 87 人と記載しておりますが、これにつきましては1,159 人という数字が正しいものでございます。この同じ資料の中の16 ページを見ていただくと、製造業における労働災害発生状況という表です。業種中分類別で事故の型別に記載させていただいておりますが、その死傷災害の中段にあります平成29年の死傷者数1,159 人、この人数が正確な人数となっておりますので、修正をいただくようお願いいたします。

そして先ほどの10 ページに戻りまして、この1,159 人という人数ですが、2021年の実績としまして死傷者数は記載の通りで、カッコの中の増減率はプラス9.4%となっておりますが、こちらはプラス2.6%が正しく、その右側の新型コロナウイルス感染症のり患を除くという欄につきましては1,118 人ということでございますが、こちらも増減率を示したカッコ内については、マイナス3.5%という数字が正しい値になるところでございます。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

10 ページの一覧の中におきまして業種別でいきますと、建設業の死亡者数、そして死傷者数、また製造業の死亡者数及び死傷者数、これらにつきましては新型コロナウイルス感染症を除くということになりますが、2017年と比較して減少しているところでございます。但し、計画目標と比較いたしますと、建設業の死亡者数のみが達成というところでございますが、それ以外につきましては未達成という状況となっております。

次に11 ページ以降に移りますが、重点業種別の13 次防期間中に取り組んだ事項、そしてその結果としての労働災害発生状況の分析を記載させていただいているところでございます。

まずもって建設業におきましては墜落・転落災害が2022年には大きく減少させることができましたが、それ以前の死亡災害死傷者数を見ても墜落・転落災害というのは非常に多く発生しておりまして、また12 ページの下方に記載のとおり現場入場7 日以内の死亡が多く発生しているところでございます。建設業につきましては13 ページにも災害発生状況を示しております。

製造業につきましては14 ページ以降に詳しく記載をさせて頂いておりますが、依然として機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害が非常に多く発生しておりまして、さらに1枚めくっていただきますと、17 ページに参考ということで県下の製造業における労働災害発生状況の起因物別(動力機械)という資料を示させていただきます。こちらを見ていただきますと一般動力機械のうち食品加工用機械が高い発生割合となっておりますが、食品加工用機械を始めとする機械災害の対策が大きな課題となっている状況でございます。

続きまして第三次産業につきましては25 ページのグラフと表に示しております。第三次産業は新型コロナウイルスにより大きな影響を受けておりまして、令和3年から令和4年

について非常に高いグラフの上げ幅が見え、特に社会福祉施設関係については非常に多くの災害が発生している状況でございます。これを除いても、特に転倒災害、及び腰痛などの労働者の作業行動に起因した災害が大きな割合を示しているところがございます。これに対する取組みも行ってきたところがございます。その取組み状況については、ページを飛ばしていただきますが 35 ページになります。「第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画の主な目標に関する実績」の「就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進(第三次産業対策等)」というページとなります。こちらの方に記載しております小売業と介護施設につきましても、このページに記しておりますように今年度から兵庫 S A F E (セーフ)協議会を労働局において設置いたしまして、県内のリーディングカンパニー等を中心とした業界主導による労働災害の防止対策についての協議を行っているところがございます。

また、その 2 枚あとの 39 ページ以降には、外国人労働者に関する労働災害の状況について示させていただいており、40 ページには棒グラフ、また折れ線グラフで在留資格別の外国人労働者の死傷者数を載せているところがございます。

これらの重点事項、及び重点業種につきましても、災害の防止、減少を目標に兵庫労働局として取り組んでまいったところがございますが、労働災害による死傷者数、また死亡者数につきましても、先に申し上げたように 13 次防の目標は申し訳ございませんが達成には及ばなかったというところがございます。

続きまして、資料 5 のインデックス 8 となる資料と資料 7 を見ていただければと思います。インデックス 8 と資料 7 でございますが、第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画(案)についての説明資料でございます。

この二つの資料につきましても資料 7 の方が 14 次防の案の骨子ということですが、本文という形となっているところがございます。そしてインデックス 8 につきましても、それを見やすく取りまとめたものというように考えております。それで本日につきましては、このインデックス 8 の方を中心にご説明をさせていただければと思っているところがございます。但しこの 14 次防につきましても、現在厚生労働本省におきましても策定中でございます。兵庫労働局では厚生労働本省がホームページや説明資料等で明らかにしているものに基づいて、兵庫局案を作成しているところがございます。今後、厚生労働省から正式に示される、完成した 14 次防計画を基にいたしまして、兵庫労働局におきましても兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画を完成させ、その際には委員の皆様にも、また併せて事業者や労働者団体の皆様にも早期にお示しさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

この度の 14 次防計画の特色といたしましては、労働災害の減少という目標の中で二つの指標を採用することとしているものがございます。インデックス 8 の 2 ページ目をご覧くださいと思いますが、一つは計画の重点事項の取り組みの成果として、事業者の取り組み実施率をアウトプット指標として定め、国はその災防計画の進捗状況を把握する指標として取り扱うということとしております。その 2 ページを読み上げさせていただきますが、

最初に2ページ目の冒頭になります。「計画の重点事項の取り組みの成果として労働者の協力のもと事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、国はその達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。また、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。」こととしております。ここで資料7の骨子の方にちょっと目線をずらしていただきたいと思うのですが、その骨子の方の3ページになります。「はじめに」という記述がございまして、そのあとに「1 計画のねらい(1)計画が目指す社会」というところがございます。先ほど部長木下の説明にもございましたが、この計画の狙いといたしまして「誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責任を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。」とございます。「また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。」と示されているところでございます。また続いて「これらの安全衛生対策につきましては、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DXの進展も踏まえ、労働者の理解協力を得ながら、プライバシー等への配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR、AIなど進歩しております技術の活用を図るなどによって、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。」というふうに考えられております。さらに「また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることはもとより、さらに『費用としての人件費から、資産としての人的投資』への変革の促進が掲げられており、事業者の経営戦略の観点からもこうした重要性が増している。それに伴い、労働者の安全衛生対策が経営の人材確保の観点からもプラスになるということが知られ始めている」状況にあるとの認識でございます。そして「こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成して、安全と健康の確保のさらなる促進を図っていく」ということを目指すものでございます。

次に(2)において計画期間を定めさせていただいております。2023年度から2027年度までの5か年を計画期間としているところでございます。で、計画の目標といたしまして、先ほども触れさせていただきましたが、アウトプット指標ということでこの計画におきましては、計画の重点事項の取り組みの成果として、事業者において実施される事項をアウトプット指標ということで定めさせていただき、その達成を国、行政が目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱うこととさせていただきます。そしてその重点事項に係るアウトプット指標につきましては、(3)計画の目標のアに示されるとおり(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害対策の推進、(イ)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、(ウ)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、(エ)業種別の労働災害防止対策の推進、(オ)労働者の健康確保対策の推進、(カ)化学物質等による健康障害防止対策の推進、にそれぞれ取り組んでいくことを予定しております。

それで、次の6ページ以下となりますが、アウトカム指標といたしまして事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定めて、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱いをさせていただくということでございます。それで、こちらにおきましても(ア)から(カ)に、先ほど申し上げた重点対策についてのアウトカム指標を、それぞれ挙げさせていただいているところでございます。

それで資料7の次のページ、7ページの(4)でございます。「計画の評価と見直し」というところでございまして、計画に基づく取り組みが着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認等を行います。また、必要に応じてこれら計画につきまちは見直しを図り、その計画の評価に当たりましてはアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、またアウトプット指標として定める事業者の取り組みが、どの程度、国が示すアウトカム指標の達成に寄与しているかどうかといったところの評価も行うこととしております。なお、計画の見直し等を含め、必要に応じて兵庫地方労働審議会 労働災害防止部に報告させていただきます。

それで具体的なところにつきましては、先ほど見ていただいていたインデックス8の「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画(案)」に戻ります。資料の2ページを見ていただければと思いますが、アウトプット指標とアウトカム指標という2つの指標を記載してございます。アウトプット指標につきましては、(ア)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進として、一つ目といたしまして「転倒災害防止対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業上の割合を2027年までに50%以上とする」、また二つ目に「卸売業・小売業、医療福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする」ということを具体的な指標としておりまして、以下「高年齢労働者の労働災害対策の推進」等につきましてもアウトプット指標の達成を目指し、それぞれに対してのアウトカム指標、例えば先ほどの一つ目でいきますと、「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」におきましては、「増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける」、そしてもう一つ「転倒による平均休業見込み日数を2027年までに40日以下とする」ということを掲げさせていただいております。

ここで先生方に補足説明をさせていただきたいのですが、アウトプット指標、左側のところで、達成率につきましては例えば先ほど申し上げた転倒災害対策において2027年までにソフト・ハード両面からの対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする、また卸売小売業等の安全衛生教育の実施率について2027年までに80%以上とするといった数字をこの資料では赤字で書かせていただいております。

これにつきましては、厚生労働省本省が14次防の計画案を示すにあたって、同じ数字を掲げているところでございまして、兵庫労働局におきましても厚生労働省本省が掲げた数字を参考値として掲げさせております。この数字につきましては、厚生労働省本省では全国的に

アウトプット指標を掲げるに当たっての全国的な基礎調査を行っておりまして、それをもとにこの数字を算出したところでございます。一方、兵庫労働局におきましてはそれぞれの項目につきまして参照できるような資料を持っておりませんので、今年度この計画案を策定するに当たりましては、本省が掲げている数字をそのまま参考値として掲げているところでございます。どうかご了解いただきたく、よろしくお願いいたします。

これまで説明いたしましたように、アウトプット指標につきましてはアウトカム指標につながるものでございまして、具体的に労働安全に関して（イ）「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進」については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする」こと、アウトカム指標である「増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。」ことを目指す、また（ウ）の「多様な働き方への対応、外国人労働者の労働災害防止対策の推進」についてはアウトプット指標としまして「母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする」こと、アウトカム指標としまして「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする」という指標でございます。（エ）の「業種別の労働災害防止対策の推進」については、まず「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする」こと、アウトカム指標としまして「陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少をさせる」こと、ついで「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上」とすること、アウトカム指標といたしまして「建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる」こと。また「機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする」こと、「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害死傷件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少をさせる」ことをアウトカム指標としています。併せて林業においては「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、2027年までに50%以上とする」ことにより、アウトカム指標といたしまして「林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる」ということとさせていただきます。

こうしたアウトカム指標、インデックス8資料の次の3ページになりますが、アウトカム指標の達成を目指した場合、兵庫労働局として掲げます目標といたしましては「死亡災害については2022年と比較して2027年・令和9年においては15%以上減少をさせる」ものとしていたしたいと考えております。この数値目標につきましては、ここに書かせていただいておりますが、2027年において15%減少させて25人以下ということを目指したいと

考えているところでございます。業種別の減少目標値につきましては3ページ下の表に一覧として掲げさせていただいているところでございます。死亡災害について2022年は製造業8人、建設業8人、陸上貨物運送事業1人、その他の業種において13人に対して2027年においてはそれぞれ製造業・建設業は6人以下、陸上貨物運送事業については1人以下、その他業種について、11人以下で合計25人以下を目標としたいと考えております。

次の4ページになりますが、一方、死傷災害におきましてはアウトカム指標の達成を目指した場合、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ死傷者数において2022年と比較して2027年までに減少させるという目標としているところでございます。5ページの一番下にも同様に、アウトカム指標の達成を目指した場合、死亡災害・死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待されるというものとして、こちらの内容を減少目標とさせていただきたいと考えているところでございます。

14次防における具体的な取り組み事項につきまして、安全に関する事項といたしましては5ページの上の方に記載しておりますが、労働災害防止対策の具体的な取り組みということでございます。令和4年度までを最終年として取り組んでおります兵庫リスク低減MS(マネジメントシステム)運動の二期目といたしまして、令和5年度から兵庫当局の独自の取り組みとして、14次防期間中も継続して展開いたします。また特に、中小企業でもこの兵庫リスク低減MS運動が取り込まれるよう、カッコ内に書かせていただいておりますが、例えば経営首脳的安全衛生方針の表明、リスクアセスメントや年間安全衛生管理計画の作成等の取り組みが浸透するよう、行政として関係機関等と連携して取り組みを行うこと。さらに転倒災害が非常に多く発生していることに対しまして「ストップ転倒災害プロジェクト」を業種横断的に展開していく。その具体的なものとして、ユーチューブ配信、また転倒予防体操の普及などに取り組む、更に「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策」を展開いたします。

そしてまた、先ほど第三次産業のところでご説明いたしましたが、介護施設と小売業で設置しております兵庫SAFE協議会の運営につきましても同様の展開を考えているところでございます。ここで資料の5ページ目の兵庫SAFE協議会の運営に続くカッコ内の記載に誤字がございます。カッコ内に令和3年度設置という記載をしておりますが、こちらは令和4年度設置というものでありますので、申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。そして、このSAFE協議会も通して、第三次産業で発生する労働者の行動災害等の増加傾向に歯止めをかけるよう図ることといたします。さらに高年齢労働者の労働災害防止対策の一つといたしまして、高年齢労働者を中心としてということになりますが、エイジフレンドリーガイドラインの普及促進、そしてエイジフレンドリー補助金の周知を行ってまいります。

本日ご説明申し上げた労働災害防止対策については、引き続き災害防止団体等と連携し、自主的な安全衛生活動の普及促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上、限られた時間とございまして、早口でのご説明となりましてお詫び申し上げます。

本日につきましては14次防の案をご説明申し上げたところでございます。14次防におきましても、兵庫で働く労働者一人一人の方々が安全で安心して働くことができるような職場環境の確立に努めて参ります。委員の皆様には兵庫労働局・労働基準監督署を引き続きよろしくお願ひいたします。私の方からは、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【 小林 部会長 】

ありがとうございました。では続いて健康課長から、ご説明をお願いします。

【 畑中健康課長 】

健康課長をしております畑中と申します。よろしくお願ひします。また昨年度まで地方労働審議会の事務局をさせていただいておりました。委員の先生方には本当にお世話になりました。ありがとうございました。それでは着座で説明をさせていただきます。

まず、お手元に資料ナンバー6ですが、労働衛生関係資料というものをお出しください。一枚目のところが目次になっております。それで第13次労働災害防止5か年計画についてのこれまでの総括ということで、資料6のインデックス1の1がメインになります。資料のインデックス2の1から7の5までにつきましては、この資料の1の1の取り組みの中で、それぞれ独自に作ったリーフレットだとか、あるいは一部テレビに放映されたものだとかというものをずらずらと資料として添付しております。それで、本来はその資料についても細かにご説明をすべきところなのですが、残念ながら時間の制約がございますので、この資料の1の1を説明する中で、それぞれ2の1から7の5までのインデックス資料をご案内して、ページ数とか、これは資料の2の1ですよとかいうのを紹介させていただくことで何卒よろしくお願ひをいたします。

それでは資料6を開けていただきまして、右下にページ数をつけておりますが、2ページをご覧ください。労働衛生関係の5か年計画の重点事項としまして、2ページに載せた1、2、3、4の重点対策、これが大きな項目として取り組んでいかなければいけない事項ということでした。次に3ページ以降でこの1、2、3、4の順に従いまして、行政として取り組んでいる事柄についてご説明をさせていただきます。

それでは3ページになります。まず労働者の健康確保の強化についてですけれども、ずらずらと文章で書いておりますので、かいつまんで説明しますと、上段になりますけれども労働安全衛生法が一部改正されました。その改正された主旨と言いますのが「産業医、産業保健機能」と「長時間労働者に対する医師の面接指導等」の強化とされております。従いまして、各種集団指導、監督指導、あるいは認定産業医の研修の場を活用する等、あらゆる機会を捉え、パンフレット等で周知を図っています。

それから下段になります。健康診断結果における有所見者にかかる医師の意見聴取、及び就業上の措置についてですけれども毎年9月を職場の健康診断実施強化月間に設定しまし

て、重点的な周知指導を行うとともに、兵庫県下の自治体に対してホームページとか広報誌への掲載依頼を行い、幅広く周知・PRを行っております。さらに当月間のリーフレットを作成しまして、兵庫産業保健総合支援センターを通じて地域窓口配布の上、関係事業場への周知依頼を図っております。この関係分の資料につきましてはインデックス2の1の10ページになります。この10ページは各種健康診断の実施状況の概要を示しております。それからインデックス2の2、11ページになります。これは歯科健診実施の兵庫局独自リーフレットを添付させていただいております。それからインデックス2の3、13ページになります。これは健診実施強化月間に独自に作ったリーフレットになります。

次に、前に戻って4ページをご覧ください。職場におけるメンタルヘルス対策になります。「過労死等ゼロ緊急対策」を踏まえ、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場に対する必要な指導や事業場外資源によるケアとして、専門ポータルサイト「こころの耳」を紹介するとともに、リーフレット等を配布することにより事業場の取り組みを支援しております。ここで専門ポータルサイトの「こころの耳」ですけれども、個別労働者の相談等を受け付けております。全国で令和3年度の実績につきましては、約22,000件の利用があったと先般、本省の労働政策審議会の安衛分科会場で報告がなされておりましたので報告させていただきます。そのあと「また」以下の段落のところになりますが、兵庫産業保健総合支援センターと連携し、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知など、メンタルヘルス対策の取り組みを推進しています。そのページ下段に兵庫産業保健総合支援センターがメンタルヘルス対策支援事業として取り組んだ実施回数等を掲載しておりますのでご参照ください。

それからストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析、及び職場環境改善の取り組みについてもあらゆる機会を捉え周知しております。また集団分析の結果で職場環境改善を行う場合につきましては、兵庫産業保健総合支援センター事業の利用の勧奨を行っております。この関係の資料でございますけれども、インデックス3の1、15・16ページになりまして、メンタルヘルス対策の独自リーフレットを作成し、周知・PRに利用しております。

次5ページをご覧ください。「災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種などへの対策」としまして、左側になりますが、腰痛予防対策関係になります。腰痛災害は業務上疾病の5割強を占めており、特に腰痛災害を多く発生している社会福祉施設・小売業・運輸交通業に対し、集団指導、個別指導などあらゆる機会を捉え、リーフレットを配布して「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図っております。その下に業務上疾病の発生推移を表しておりますが、赤い折れ線グラフが腰痛ということになります。この関係の資料ですけれども、インデックス4の1、17ページと18ページ、これが業務上疾病の各種発生状況になります。

それから戻って5ページの右側になります。熱中症予防対策関係です。熱中症につきましては対策を早い時期からの事前準備と適切な予防措置を行っていただくことによって多

くの災害を防ぐことができると考えております。その関係上、4月を準備月間、7月を重点取り組み期間、また5月から9月までの5か月間をキャンペーン期間とするストップ熱中症クールワークキャンペーンを展開し、広報をはじめ熱中症予防セミナーを開催するなど周知啓発を行っております。実はコロナ禍に伴いまして、この熱中症予防セミナーというのを3年ぶりに開催させていただきました。報道機関の取材を受けて、資料にもつけておりますようにNHKさん、サンテレビさん、サンテレビさんについては2回放映いただきましたけれども、その熱中症予防セミナーの様子を放送していただきました。5ページの右下は熱中症の発生状況を12次防期間中と、それからまだ確定はしておりませんが、現在の第13次防期間中の死亡、死傷者数の推移を表しております。それで、熱中症の関係資料のひとつがインデックス5の1の19、20ページになりまして、これは熱中症関係の統計です。それから5の2で21ページ、これが熱中症予防セミナーを開催するからということで報道機関にプレスリリースしたのになります。それから5の4の24ページから28ページまでが、NHKさんとか、サンテレビさんが実際に放映をいただいたものを貼り付けして載せておりますので、ご参照いただければと思います。

次にまた戻って6ページになります。「疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策」ということで、上段に記載していますが、平成29年に兵庫県地域両立支援推進チームというものを県内の自治体や医療機関、関係団体を構成員として設置し、関係者のサポートを行ってきました。しかしながら、なかなか事業者の関心が低く、周知も不十分であるということで、より活動を積極的に展開させる必要があることから、6ページの中段になりますけれども、アクションプラン5か年計画というのを、本年度を初年度として策定をいたしました。そこでチームの設置期間も令和8年度まで延長し、取り組むこととしております。具体的には、下段になりますけれども、先般10月5日にアクションプラン・キックオフ会議というものを開催しまして、チーム内にワーキンググループ、そして各専門分科会を設置し、今後取り組むことにしております。その関係資料がインデックス6の1、29ページになりまして、労働衛生週間に合わせた行事の取組みとしてのマスコミさんへのプレスリリースになります。それからインデックス6の2、31ページになりますけれども、これがアクションプラン・キックオフ会議を行った広報記事になります。

7ページになります。化学物質による健康障害防止対策になりますが、左側の上段をご覧ください。昨年度は、特定化学物質障害予防規則の改正の説明会を行ってきましたが、本年度は保護具の「フィットテストにかかる実演」並びに「新たな化学物質規制に関する説明会」を尼崎、神戸、姫路の3会場で開催いたしました。これに関する資料はインデックスの7の2、34ページになります。それからフィットテストの広報記事ですけれども、インデックス7の3、35ページになります。

次に石綿による健康障害防止対策についてですが、これも7ページの左下側に太字で書いておりますけれども、建設業許可業者及び解体業の登録業者約20,000事業場に対して、改正石綿則の周知と履行確保を図るため、自主点検を今現在も行っております。この関係に

対する資料がインデックス 7 の 4、36、37 ページになりますが、これは本省が作成をしたリーフレットになります。

戻って 8 ページをご覧ください。粉じん障害防止対策関係です。これも太字になりますけれども、兵庫労働局第 9 次粉じん障害総合対策 5 か年計画を作成しておりまして、毎年 9 月をその取組みの強化月間ということで定めまして、「粉じん対策の日の設定、保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の着用の徹底」などにより、一層の粉じん障害防止の徹底を図っております。具体的にやるべき実施事項というのはその下に書いております。ひとつずつ読み上げることはしませんけれども、1 から 7 項目ということになっております。この関係に対する資料でございますが、インデックス 7 の 5、38、39 ページこれは当局独自リーフレットになります。

以上が第 13 次防計画の重点事項となりますが、1 点だけ参考として、コロナウイルス感染防止対策についてです。もともと第 13 次防の計画時点で想定されていなかったのが、数字だけ触れさせてください。資料 6 のインデックス 1 の 1、9 ページの左側の上になりますが、令和 3 年 2 月 15 日に当局基準部の私のところになりますが、健康課にこの相談コーナーというものを設置しており、職場における感染拡大防止対策の取組みを推進しております。ちなみにこれまでの取組み実績については右側に取組み内容と実施回数を載せておりますので細かにはご説明しませんが、ご参照いただければ幸いです。

以上が第 13 次防計画の説明になります。次に資料 6 のインデックス 8 の 1 で「兵庫第 14 次労働災害防止計画（案）労働衛生関係」という物と、先ほど森永安全課長から説明がありましたけれども、資料 7 「兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画（案）骨子」という資料をお出しください。

資料 7 の骨子につきましては、先ほど森永安全課長から、細かに健康課分のところもお話をいただいたので、時間の関係上、省略をさせていただいて、メインはインデックス 8 の 1 の資料の方でご説明をさせていただきます。

その 1 ページ目をご覧ください。第 14 次労働災害防止計画案ということで繰り返しになりますが、まだ厚生労働省におきまして一部の関係しかホームページに掲載されておられません。そのため、今後ですけれども、いわゆる書き振りとか一部数値的なものが最終的に変更をされますので、今回の提出資料も案ということで、本省案に合わせた形にさせていただいているということをご理解いただければと思います。

まずは労働衛生関係の重点事項として(1)(2)(3)と 3 つ大きな項目として取組の指示を受けております。

次に、2 番目のアウトプット指標アウトカム指標につきましては、先ほど森永安全課長からご説明されたとおりですので、省略をさせていただきます。その次の 2 ページをご覧ください。先ほどの安全課分とこの健康課分を見比べていただくと、何か表形式が違うなというふうに感じられると思います。しかし全く同じで、ちょうど真ん中に「主な取組み事項」というのを入っております。この取組み内容についても確定ではございません。委員の先

生方からのご質問があるだろうということで、回避するためにあえて今想定している取り組み事項というのを列挙させて頂いておりますので、最終的には当然取り組み事項についてはプラスアルファということになります。

左側がアウトプット指標で右側がアウトカム指標、いわゆるアウトカム指標っていうのが私ども行政の目標というべきものになります。アウトプット指標というのは、事業者に取り組んでもらう、目安というべき事項というふうに考えております。なので、労働者の協力のもと事業者に取り組んでいただく、そして行政はそれを支援していくっていう位置づけというふうにご理解いただいたら非常にありがたいです。

それでは一つ目「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」ですが、「介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業所の割合を2023年つまり令和5年と比較して2027年までに増加させる。」ということになりまして、アウトカム指標につきましては「増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年つまり令和4年と比較して2027年までに減少させる」ということになります。「主な取り組み」については省略をさせていただきます。要するにノーリフトケアですから、人の力で持ち上げない介護というところを推奨しているということ、そのために腰痛が減るだろうという位置づけになっております。

二つ目「労働者の健康確保対策の推進」です。「(1)企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。(2)勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする」。

これらのアウトカム指標ですけれども、「週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする」。このアウトプット並びにアウトカム指標につきましては、令和3年の7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が示されておりますが、それをそのままこちらに引用しております。厚生労働省がこのように出しておりますので同じ表現にしております。

「(3)メンタルヘルス対策(50人以上)に取り組む事業者の割合を2027年までに100%を目指す。(4)50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする」。これらのアウトカム指標となりますのが「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。」

「(5)必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする」。このアウトカム指標ですけど、これは数値の指標は立てずという前提になりますが、「労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。」ということになっております。

次のページをご覧ください。「3 化学物質等による健康障害防止対策の推進」です。

(1)(2)と長文で書いておりますけれども要約をさせていただきますと、(1)ですけれどもラベル表示と安全データシート(SDS)の交付の実施義務ではない部分、つまり

努力義務というものが現在ございますので、その努力義務に対して 80%以上にしようということになっております。(2)に同じ努力義務でリスクアセスメントの実施について、80%以上の事業場を実施いただくとともに、リスクアセスメントの結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とするということになっております。現在努力義務ですけれども、これと並行して新たな化学物質管理規制っていうのが中期にわたり政省令改正が既になされております。それとの兼ね合いがありまして、最終的にはこの努力義務というのは無くなり、全部義務になります。これもまだ未確定なのですが、本省が途中にその政省令改正を順次していく関係で、今、私が申し上げた 2027 年というところが若しかすると 2025 年に政省令改正を予定していて変わることがあるかもしれませんので、そこだけ大変申し訳ないのですが、変更ありということでお考えいただければと思います。次にそのアウトカム指標ですが、「化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を 2018 年から 2020 年までの 5 年間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5%以上減少させる」ということになります。

(3) 最後になります。「熱中症災害防止のために暑さ指数、いわゆる WBGT 指数の値を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる」とのアウトプット指標に対し、アウトカム指標は「増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる」ということになります。

次の 4 ページですけれども、化学物質関係に対しましての令和 4 年速報値になりますが、それぞれ分析をしたところになりまして、特徴的なところはそこにコメントを記載しております。

5 ページ、熱中症関係になります。これも化学物質と同様に特徴的なところを、そこにコメントをさせていただいております。

6 ページ、腰痛になります。これも同じように業種別等々で特徴的なところは、そこにコメントを記載させていただいております。

最後 7 ページ、「目標設定について」ということで、冒頭に申し上げました行政目標がアウトカム指標ということになりますので、アウトカム指標の関係をここに記載しております。まず図 1 の化学物質災害発生状況関係ですけれども、目標値は 13 次防の死傷者数に対して 5%以上減少ということですので、13 次防が 169 人になりますので、ここに書いております 157 人以下とするというのが最終目標になります。次の図 2 は熱中症関係になります。これも同様にまだ令和 4 年の数値が確定しておりませんが、14 次防期間の死亡者数を 5 人以下とするということになります。それから図 3 と図 4 ですけれども、社会福祉施設の腰痛関係になります。左側がこれまでの腰痛発生の推移を表しており、右側は死傷千人率で表したものとなりまして、14 次防の目標が「腰痛の死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに減少させる」ということなので、令和 3 年以降は点線で書いております。

少し早口になってしまいましたけれども、以上が健康課からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【 小林 部会長 】

ありがとうございました。それではこれから意見交換、質疑応答に移りたいと思います。まず事前にご質問を提出されていた委員さんにつきまして、順番にお名前をお呼びしますので質問の趣旨をですね、簡潔にご説明いただいてから、労働局担当の方から回答をお願いしたいと思います。それではまず使用者委員の岸委員様、よろしくお願いします。

【 岸 委員 】

県経営者協会の岸でございます。ご丁寧なご説明ありがとうございました。

事前にさしあげた質問に対して、安全課長の森永様の方からほぼ回答いただいたと思っているのですが、今回指標として数字を出されてるんですが、ちょっと最初に読ませていただいた時に5年かけて50%以上というのが正直いささか低いなというのが正直な感想でございましたが、まあ実際のところ、これからそれらの数値は本省の方が50%と決めた時点で、兵庫の状況ってというか、どのような状態かっていうのをまた調査されるんだろうなと思っておりますので、すでにご説明ございましたので、これを今度、事業場に展開される時には現状がこうで、5年かけてこうするという具体的なご説明をぜひお願いをしたいと思っております。以上でございます。

【 森永 安全課長 】

岸委員、ご質問いただきましてありがとうございます。先ほど説明をさせていただきました内容について、若干補足ということでございますが、ご説明させていただきます。

委員の方からのご質問の中で、アウトプット指標の目標値が50%以上ということについては、やはりこの5年間でということ少し低い印象をもつということではありますが、現下の実態値についてはどの程度かということでご質問頂いたところでございます。

これにつきましては先ほど私の説明の中でもお伝えをさせていただきましたとおり、本省の方が示した数字というところでございますが、この数字につきましては地方局、兵庫局の方では現状においてほとんどこうした事項に関する実態値というのはちょっと持ち合わせていないことが多いということでありますので、兵庫局の方ではこれらの指標につきましては参考値ということで本省が示した値を取り上げさせていただいているところでございます。但しですね、これらの値につきましては厚生労働省本省が全国的に実施している調査をもとに算定し、示されているというところでもありますので、兵庫局において実態がここからそれほど乖離していないのではないかと考えるところでして、そういう事項の一つの例として転倒災害がございまして、ちなみに転倒災害につきまして現下の状況を転倒災害の発生事業場から所轄の労働基準監督署に提出をいただいた資料に基づき分析をしてみましたところ、事業場における転倒災害の発生原因として挙げられているものとして最も多かったのが「転倒を予防するための教育を行っていなかった」ということでございまして、

これが約3割強、3分の1ぐらいということでございます。それ以外にはストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていなかったとかですね、そういったものが挙がってございまして、注意喚起のこととか、そういうような括りでいきますと、ソフト面のことが多く書かれています。また事業場が再発防止対策として講じた取組みにおいては、やはりその挙げられているものとしては滑らないよう注意するとか、あるいは注意喚起、先ほど申し上げましたが、あるいは教育するというようなことでございまして、それに対しハード面、例えば段差をなくすとか、整理整頓するというような対策は1割にも満たないという、一部となっておりますが多くはない。当局の監督署のデータをちょっと分析したところを読み解くとそういうような状況にあったということでございます。ですので、14次防のアウトプット指標でハード、ソフト両面の取組みをする事業場の割合ということにつきましては、兵庫局で今のところ把握している内容で、大まかな数字としては決して高くはないというところからすると、この転倒災害防止対策の推進について50%以上という数値を取組み目標としてアウトプット指標としてあげるという部分については、それほど低い目標ではないかなと考えているところでございます。これはあくまで一例ということでございますが、その他の高年齢労働者対策などのアウトプット指標の兵庫局の実態については、岸委員の方からもご指摘いただいたように、次年度早期に兵庫局の方で特定の機関などにご協力いただいたり、あるいは事業場にご理解をいただいた上でアンケートのようなものとか、そういったものを実施して、できるだけ早いうちに把握をしていきたいと考えているところでございます。私の方からは以上でございます。

【 畑中 健康課長 】

続きまして、健康課の方でご回答します。

先ほどの「50%以上」という指標のところ、健康課の分では「50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上」というところが該当することになりますけれども、先ほど森永安全課長も申し上げましたように、この50%が妥当かどうかということであえて申し上げますと、令和3年に全国で労働安全衛生実態調査というのが行われております。そのうち50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みは約5割が取組んでおられる。そのうち、ストレッチの実施の割合が5割強ということになっておりまして、50人未満の事業場全体の実施割合では3割弱というような目安の数字が出ておりますので、50%というのは逆にかなり高いなというような印象を持っております。ただいずれにせよ、こういったところに繋げていって、よりメンタルヘルス対策の取組みが充実するようにしていきたいと思っております。以上です。

【 小林 部会長 】

ありがとうございました。岸委員、よろしいでしょうか？

【 岸 委員 】

どうもご説明ありがとうございました。定量的にアウトプット目標を出されましたので、現状がどういう形になっているのか十分ご説明いただくことで、事業場の方の取り組みも進むと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【 小林 部会長 】

それでは次の質問に移ります。尾野委員様、よろしく願いします。

【 尾野 委員 】

はい尾野でございます。ご丁寧なご説明ありがとうございました。

私の方からは事前に二点ほどご質問を送らせていただいておりますが、まず一点、ここ数年コロナが続くまま、働き方として在宅勤務などを緊急的に導入した企業がたくさんあるのかなというふうに思っているのですが、その在宅勤務中の在宅で発生した身体的な災害でありますとか、在宅勤務に起因する精神的な災害というものがどれくらい労災申請として出てきているのかということ、どのような災害が在宅勤務で発生しているのかという情報をもし労働局の方でお持ちであれば教えていただきたいというのが一点でございます。

それと二点目ですが、一点目とも関連するのですが、13次防に引き続き14次防でも「多様な働き方への対応」という項目が出てございます。この13次防の起草時は先ほど畑中課長さんからお話ありましたようにコロナ前ということで、多様な働き方への対策ということで外国人労働者の災害防止などが中心となっていましたが、コロナ下での多様な働き方というやはり先ほど申し上げた在宅勤務等々が含まれると思うのですが、この14次防の骨子案の中に在宅勤務中の災害について、まだ骨子案ということですのでこれからいろいろ肉付けされていくんだろうと思うのですが、その辺りは何か入るような予定があるのか、何か考えておられるのであればお聞きしたいということでござい

ます。以上です。

【 畑中 健康課長 】

ありがとうございます。まず一点目の在宅勤務です。新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言がなされて各企業さんが非常に多く取り組まれたものと思います。テレワークには、「在宅勤務」、「サテライトオフィス勤務」、「モバイル勤務」というのがありますけれども、いずれの形態であっても出社する場合と同様、原則は労働安全衛生関係法令の規定は適用されます。テレワークの際には、特に事業者の目が届きにくいというような場所での作業を行うことから衛生管理に当たっては通常勤務と異なる点への留意も必要と考えております。

そこでテレワーク中の労働災害ですけれども、労働者死傷病報告によりますと、階段から足を踏み外す、あるいは室内で足を滑らせる、あるいは電気コード類などの障害物でつまず

くってというような転倒災害がほとんどです。おそらく何件ですかとお聞きされると思うのですが、極めて少ないです。5件程度です。それから外国人労働者の在宅での労働災害ですけれども、またそれと在宅での精神障害の事例につきましても、現在までのところ報告は受けていない状況でございます。

今後14次防にこの在宅勤務に対する何かコメントが出るかということですが、現在のところ本省の方では今後どうなるか分かりません。但し、労働者の安全と健康を確保するという観点では、作業場所に関わらず労働安全衛生に配慮した作業環境を確保することが重要となっております。令和3年3月にガイドラインというものが出されており、そのガイドラインに従いまして労使が協力の上、安全衛生に配慮したテレワークが実施されるようテレワーク中の労働者の健康確保の徹底につきましても引き続き周知することとしておりますので、仮に14次防に掲載されなくとも、やはりテレワークのメンタルヘルスの取り組みについては、通常ベースで周知を行っていく予定としております。以上です。

【 小林 部会長 】

尾野委員、よろしいですか？

【 尾野 委員 】

はい、ありがとうございました。このテレワークというのは事業場外で、先ほども説明ありましたように目が届かないところでの労働ということで、事業所内での労働安全衛生対策というのは各企業も労働者も十分に一定の認識があるのですが、在宅というのが急激に最近増えた働き方ですので知識が少ないと思いますので、事例などの周知などもお願いできればと思いますので、検討の程よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。それではこれまでの労働局の説明等について他にご意見やご質問はありますでしょうか？会場にいらっしゃる委員さんは挙手で、オンラインで出席されている委員さんは、事務局が最初に説明しましたようにチャットでの発言の予告をお願いいたします。チャットの宛先につきましては全員宛にしてください。発言をお願いする時には、こちらからマイクミュートの解除のメッセージをお送りしますのでそれを待ってミュートを解除してご発言をお願いします。では、あのご質問、ご意見があればよろしく申し上げます。会場の方もいかがでしょうか？

(櫻庭委員が挙手) あ、櫻庭委員、お願いします。

【 櫻庭 部会長代理 】

事前に質問をお送りしていたのですが、届いていなかったそうですから、事前質問という形ではなく今から質問させていただきます。

ご説明の中でかなりもうご説明いただいた部分がありますので省略させていただいてお伺いしたいのですが、一つはアウトプット指標の方で実施率が出てくるのですけれども、その実施率は実際に実施しているのか報告ベースで判断するのか。その報告は事業場からですね。報告ベースだとしたら実際に実施しているかどうかを確認するための工夫や取り組みなどがあるのかどうかということをお伺いしたいです。

二つ目なのですが、ガイドラインや指針に基づいて、例えば健康課の方ですとアウトプット指標の2の(3)で、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を100%目指すとされているのですが、メンタルヘルス対策に取り組んでいることというのは、おそらくその右側に記載があるメンタルヘルス指針に基づく対策になるのかなと思うのですが、ガイドラインや指針においては多項目に渡ることが挙げられていると思いますので、どういう時に実施したというふうにご判断するのか、というところをお伺いしたいです。

三つ目なのですが、例えば今指摘させていただいた(3)の下に(4)があって、先ほども話題に出たのですが、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とするという話がありました。現在それがもし進んでいないとしたら零細企業での、小規模事業場における実施がコスト的に難しいと言ったような事情があるのかどうか。それからそもそもストレッチャック制度の実効性ですね。労働者の不安等の軽減に繋がっているのかといった観点からの実効性の問題等もあるのかなと思うのですが、もしその辺りについてご指導されている中でお気づきの点などございましたら教えてください。

以上、質問三つほどお願い致します。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。では回答をよろしく申し上げます。

【 森永 安全課長 】

回答、安全課でございます。櫻庭委員からご質問いただきましてありがとうございます。私の方からは一点目であげていただきました、実施率がアウトプット指標となっている中で「実施した」と報告する事業場で実際に、現実に実施されているかどうかということをお伺いということで理解させていただきました。これにつきましては、局内の各労働基準監督署において個別に指導させていただいた事業者からの改善報告の内容を精査することで、情報の実態を確認すること、それとその他に各年度のあらゆる機会に、関係機関等の協力をいただいて、先ほどの説明の中でも申し上げましたがアンケート調査等を実施いたしまして、このアウトプット指標の達成状況の確認をしていくこととしたいと考えているところでございます。そういうことによって実態としてのアウトプット指標の進捗状況を確認して把握していきたいというように考えているところでございます。

すみません、ご質問の回答は以上のとおりでございますが、先ほど私が説明の中でちょっと漏らしているところがございまして、説明を追加させていただけたらと思っておりますがよろしいでしょうか。

先ほど 14 次防の説明をさせていただいた中で、アウトプット指標とアウトカム指標について畑中課長の方からのご説明をさせていただいたところでございますが、行政の目標ということで安全に関しましては、労働災害について、このアウトプット指標の達成を目指した結果、期待されるアウトカム指標である目標として「災害全体として、死亡災害については 2027 年において 2022 年と比較し 15%以上減少させる。また死傷災害については 2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ死傷者数を 2027 年までに減少させる」ということでお伝えをさせていただいたところでございますが、そのための計画の重点事項として、お手元の「兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画（案）骨子」の 16 ページから 17 ページにこの重点事項を記載させていただいております。安全及び健康に関して（1）から（8）まで記載させて頂いております。で、その項目といたしまして重点事項の具体的取組組みということに記載しておりますが、これらの重点事項に関わる具体的取組に関しましては、次の 18 ページ以降にございますが、別紙 1 として横長のページをつけさせていただいております。これは今のところのサンプルということで、1 ページだけ「局署の取組事項」「事業者の取組事項」を記入したものをつけさせていただいたのですが、この項目ごとに一つの表に数ページにわたって取りまとめをさせていただき、一覧のようにして、より分かりやすく記した形を取らせていただきたいというように考えております。今申し上げたように、こちらにつきましては 1 ページのみサンプルとして付けさせていただいておりますので、今後（1）から（8）まで数ページにわたって作成をする予定としておりますので、この要領につきましてはご理解をいただければ幸いです。私の方から以上です。

【畑中 健康課長】

続いて健康課です。引き続きの質問で一つはメンタルヘルス関係のところ、資料 6 のインデックス 8 の 1 の 2 ページ目、2（3）の「メンタルヘルス対策（50 人以上）」に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 100%を目指す」というふうにしておりまして、ガイドラインとか指針でどういったところまでそれを取り組めば実施したことになるのかというご質問ですけれど、非常にいい質問をいただいたと思います。ここで 100%という数字を書いたのはメンタルヘルスの取組みとして一番重要なのはストレッチェックを実施いただくことだと私は考えております。50 人以上ですから義務です。しかしながら実際は 100%にはなっておりませんので、それを 100%に近い形にしたいという思いでこういうふうな書き込みさせていただいております。一点目、それでよろしいでしょうか？

はい、それから下の（4）の「50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 50%パーセント以上」というところのご質問ですけれども、実は先ほど少し触れましたけれども、平成 27 年 12 月に義務化されたストレッチェックにつきましては、これ

をできるだけ多くの方に受検をしていただきたいというふうに考えております。しかしながら50人以上が義務です。50人未満は義務でないので、だからそういったところに少しでもメンタルヘルスの取り組みとして行っていただきたいという趣旨です。もともとストレスチェック制度が作られた目的は、ご存知の通りメンタル不調の未然防止ということになります。それで、個人結果を基に集団分析を行ってもらって、その結果から職場環境の特徴とか傾向を可視化して、そして職場環境の改善を行うというところの位置づけになっております。集団分析を行うメリットですけれども、その受検者の傾向とか、部署あるいは職種、職階職位等々の様々な視点から分析ができるということになりますし、そこで高ストレスの従業員が多い部署の特定が可能となりまして、どこに注力して職場環境の改善を行うべきか見通しがつけやすく、メンタル不調を未然に防ぐ効果が期待される、そういった有効な手段と考えておりますので、50人未満のところにつきましても、ストレスチェック制度をぜひ取り上げていただきたいという趣旨であっております。以上でよろしかったでしょうか？

【 櫻庭 部会長代理】

一つ目についてですけれども、メンタルヘルス対策についてはストレスチェック制度の実施のことだということですが、その他に、安全課の方においても例えば「高年齢労働者のガイドライン」に基づく安全健康確保の取組みを50%以上にとっていることになっています。これについても、何に取り組んだら実施したことになるのかがちょっと分からないかなという印象があり、明らかにしていただけるとより分かりやすいのかなと思ったということです。

二つ目の方なのですけれども、制度趣旨は存じているのですけれども、仮にストレスチェック制度における内在的な課題などがあつたとしたら、アウトプット指標仮に達成されたとしてもアウトカム指標に繋がるのかなというところが少し気になったものですから、ストレスチェック制度に課題がもしあるとしたら、そこを補うような取組みは労働局でもできることがあるのではないかなというように思いましたので、質問で指摘させていただいたという趣旨です。ありがとうございました。

【 小林 部会長】

ありがとうございました。それでは他のご質問、あのオンラインの委員さん方はいかがでしょうか？

(他に質疑寄せられず)

では、一点、私の方から質問ではないんですけども、要望をちょっと一つ申し上げたいのですけども、今資料を見ていると非常にいろんな広報を、いろいろ工夫をされて行われているなというのをすごく感じました。例えば、これは「ちりょうさ」というイメージキャラクターですか？(健康課資料6のインデックス6の2に掲載) ウサギのマーク、これは兵庫

労働局が作ってらっしゃる？国の作品ですか？まあこういうのですね。

広報を作られて工夫されていますので、より今後、分かりやすく、いろんなチャンネルを使ってですね。こちらのメディアも使って、また新聞テレビもそうですけども、SNSとかも積極的に使って。より積極的な広報をお願いできればと思います。

では、あっという間にですね、終了の時間が近づいてきましたので、意見交換についてはここで終了させていただきます。長時間にわたりまして熱心なご議論、ありがとうございます。

最後になりますが本部会の議事につきましては事務局が議事録を作成しまして、皆様にチェックしていただいた上で、兵庫労働局のホームページで公開することとなっております。つきましては、議事録に署名する署名人3名を部会運営規定第4条第1項に基づきまして指名させていただきたいと思います。議事録署名は部会長である私のほか、労働者代表委員より森山委員さん、使用者代表委員より岸さんの2名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？

【 岸委員・森山委員 】

(両委員とも)かしこまりました。

【 小林 部会長 】

ありがとうございます。特にご異議はないようですので、私小林と森山さん岸さんにつきましては、議事録への署名につき、後日どうぞよろしく願いいたします。それでは司会を事務局にお返しいたします。長い時間、ありがとうございました。

【 藤井 監督課長 】

小林部会長、どうもありがとうございました。

また委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日お伺いしたことにつきましては、当局における第14次労働災害防止計画の作成の参考とさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それではこれもちまして閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。 < 以 上 >